

千葉地方裁判所委員会（第36回）議事概要

千葉地方裁判所委員会

1 開催日時

平成27年2月9日午後1時15分から午後3時30分

2 開催場所

千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

3 出席者

【委員】

青柳洋治，片倉浩二，木村琢麿，久保宏，子安祥子，小安政夫，宍倉和美，
添田ミツ江，西尾正，原優，松並重雄，吉村典晃，渡邊寛之

【テーマ説明担当者】

千葉地方裁判所刑事第3部判事（部総括） 吉村典晃
千葉地方裁判所刑事首席書記官 田島克彦

【事務局】

千葉地方裁判所民事首席書記官，同刑事首席書記官，同事務局長，同事務局
総務課長，同事務局総務課課長補佐

4 議事

(1) 委員長挨拶

開会に当たり，委員長から挨拶があった。

委員長は，前回の委員会における委員の意見を踏まえて，執行官に対する研修（子の引渡執行に立会人として関与した経験を持つ専門家（元家庭裁判所調査官）による「子の引渡しの強制執行と子どもの心理等について」と題する講演及び執行官との意見交換）を実施することになったことを報告した。

(2) 新任委員の紹介

委員長から、前回の委員会後に新たに任命された片倉浩二委員、久保宏委員及び松並重雄委員が紹介され、各委員から挨拶があった。

(3) 委員長代理の氏名

委員長は、委員長代理として松並重雄委員を指名した。

(4) 意見交換

(発言者：◎委員長，○委員，□吉村委員，■田島刑事首席書記官，●事務局)

◎ 今回の千葉地方裁判所委員会では、「裁判員裁判の現状について」をテーマとして意見交換を行うこととした。

意見交換に先立ち、裁判員裁判対象事件の処理状況を紹介する。

■ (平成21年の制度施行以降の新受・終局人員の推移，罪名別の新受人員数，主な庁別の平成27年の裁判員候補者数について紹介)

千葉地裁の裁判員裁判の特徴は、罪名別の新受人員の割合が全国では8.1パーセントである覚せい剤取締法違反被告事件が、千葉地裁では47.7パーセントを占めるということである。これは、成田国際空港で摘発される営利目的での覚せい剤の密輸入事件が千葉地裁に起訴されるためである。

裁判員裁判を実施する裁判所(全国に60庁)の中で、千葉地裁は、選ばれる裁判員候補者の人数が最も多く、裁判員候補者に選ばれる確率が最も高い。平成21年の制度施行以降に実施した裁判員対象事件数自体も、千葉地裁が一番多い。

千葉地裁には、裁判員裁判を取り扱う合議体が九つあるが、各合議体がおおむね1か月に1件程度の事件を処理している。

○ 新受人員及び終局人員とは、それぞれ何を意味する数字か。

■ 新受人員は起訴があった人数と、終局人員は判決があった人数と、それぞれおおむね一致する。

◎ 次に、裁判員経験者の感想を紹介する。

■ (裁判員裁判の分かりやすさ等について、裁判員経験者に対するアンケート結

果中の全国の数値を紹介（千葉地裁単独の数値も、おおむね同様の傾向にある。））

審理内容の分かりやすさについては、「分かりやすかった」が66.6パーセント、「普通」が29.4パーセント、「分かりにくかった」が2.4パーセントである。

検察官や弁護人の法廷での説明等の分かりやすさについて、検察官の説明等は「分かりやすかった」が67.7パーセント、弁護人の説明等は「分かりやすかった」が36.0パーセントである。

裁判官の説明の分かりやすさについては、「分かりやすかった」が90.6パーセントである。

裁判官と裁判員が行う評議については、「話しやすい雰囲気だった」が76.4パーセントである。

評議における議論の充実度については、「十分に議論ができた」が74.0パーセントである。

裁判所の対応に対する全体的な印象については、「適切であった」が71.7パーセントである。

- ◎ 裁判官の説明については、分かりやすいという評価が多いが、裁判官による説明を分かりやすいものとするために、どのような取組をしているか紹介する。
- 裁判員裁判が始まった当時、「見て聞いて分かる裁判」でなければならないと言われていた。裁判員の方が法廷内で実際に証拠を見て証言を聞くことにより内容を理解することを目標としていた。

この場合の「分かる」については、まず、言葉が分かりやすい必要があると考えている。専門家だけが分かる言葉を使ってはならず、一般の人が本質的に理解できる言葉を使うことを目指さなければならない。

さらに、裁判員の方が法廷で見聞きした結果、被告人が有罪か無罪か及び有罪と判断した場合に量刑はどのくらいが相当かについて、自分なりの判断がで

きる必要があると考えている。

そのような意味で、「分かりやすさ」とは、決して単純なものではなく、これを実現するための方法を日々考えている。

一つは、説明の時機や内容をよく考えなければならないということである。全ての話を一度にされると、かえって頭が真っ白になってしまう。そうならないために、審理が始まる前、審理が始まった段階、評議の段階というそれぞれの段階で、どの程度のことを理解しておくべきか、段階を追いながら説明し、どのような内容を理解していただくかを考える必要がある。情報を全て与えるよりは、情報を処理するための視点、考え方を提供することが重要だと考えている。

アンケート結果で法曹三者を比較すると、裁判官の説明はアンケート結果が良いように見えるが、検察官や弁護士よりも裁判官の説明が分かりやすいのは、当たり前であると考えている。検察官や弁護士は法廷で話すだけであるのに対して、裁判官は、裁判員の理解がどれだけ進んだのかを直接見ながら補充的な説明をすることができるからである。

裁判官の説明だけが分かりやすいということは相当でなく、検察官及び弁護人の訴訟活動も分かりやすいように、審理のポイントを明確にした証拠調べをすることが重要である。そのためには、公判前整理手続において、審理のポイントがどこにあるかについて、法曹三者が共通認識を持ち、それが実際の公判に現れるようにしなければならない。そのためには、裁判官だけではなく、検察官及び弁護士と一緒に考えなければならない。

- 弁護人の説明が分かりにくいとのアンケート結果であるが、何か原因があるのか。
- 裁判官及び検察官が組織の中で組織の支援を受けながら活動するのに対して、弁護士は、弁護士個人で活動しているという点が異なる。経験の異なる様々な弁護士が弁護士として活動しているので、弁護活動に多少の幅はある。その幅

は、裁判官の間や検察官の間での幅よりも、かなり大きいのではないか。

裁判員の方にとって非常に分かりにくいケースもあるのではないかと思うが、そのような裁判では、裁判そのものが非常に分かりにくいものになってしまうため、弁護士会としてもフォローをしている。具体的には、国選弁護人をつける事件では、基本的に、弁護人を二人選任してもらっている。二人のうち一人は、ある程度キャリアがある弁護士をつけている。

弁護士会としては、研修も実施している。裁判員裁判では、裁判官に対してではなく、市民の裁判員の方に対してどうアピールするかが重要になる。弁護士会として年に数回研修を実施し、スキルアップを図っている。

実際に事件を担当した弁護人について裁判員の方からアンケートをいただき、担当した弁護人にその感想を示し、次に生かすような取組もしている。

仮に、裁判員裁判を担当した弁護人についてクレームがあるようであれば、関連委員会を通して解決を図っている。

このような弁護士会としての取組はあるが、実際に活動するのは、個人としての弁護士であり、統一された活動は難しい。

- ◎ 検察官が組織として対応し、スクリーンなどを利用して分かりやすく説明するのに対して、個人として対応する弁護人は、どうしても不十分に見えてしまうことが、アンケートの数字の違いに反映されているのかもしれない。
- 裁判員裁判を分かりやすくするため、法曹三者が取り組んでいることは分かったが、そのことが裁判員対象事件以外の裁判に与える影響はあるか。
- 分かりやすい裁判の本質は、法廷における公判で、その事件がどのようなもので、どのような判断をすればよいか分かるという、公判中心主義にある。裁判員裁判だから分かりやすくしなければならないということではなく、裁判員裁判以外の刑事裁判についても、裁判員裁判と同様に、法廷で心証を得ることができるよう、工夫をしているところである。時間的、場所的、人材的な制約もあり、全ての事件で裁判員裁判と同様に運営することは難しいが、そのよ

うな精神で一步一步進めているというのが現状である。

- 「分かりづらい。」という回答の割合も一定程度あるようであるが、有罪という心証が得られた場合、量刑の判断が非常に重要になると思う。評議の中で、分かりづらさをフォローするような工夫をしているのであれば、教えてほしい。
- 一般の方は、どの程度の量刑が相当かについての感覚はないと思う。我々裁判官も、本来的には知らないことであるが、経験により感覚が備わっているにすぎない。そのため、どのくらいの刑が相当かをピンポイントで聞かれば、分からないと答えることになるが、考え方の基本はある。

我々が意識していることは、裁判官が説明することと、裁判員と裁判官が対等な立場で議論することをきちんと区別することである。裁判官が説明すべきことは説明し、その上で、裁判員と裁判官が対等に議論すべきことを明確にしなければ、裁判員が分からないからである。

刑を決める基本的な基準は、決まっている。その犯罪が客観的にどの程度悪い犯罪なのかという、刑の客観的な重さの基準が一つである。もう一つは、その犯罪を実行することを選択した被告人に対して、どの程度我々が非難できるかという基準である。この二つの基準をベースにして刑を考えていくことになるということは、法律の理解の仕方であると考えており、このことは、裁判官が説明すべき事項である。

被害者の生死や傷害の程度など、ある程度客観的に分かる部分もあるが、必ずしも明確ではない部分や数値化できない部分もある。例えば、治療期間1か月だが、女性の顔に傷痕が残るけがを負わせた場合と、入院期間3か月だが、退院後はけろっと治るけがの場合とを比べて、どちらがより悪いことかというのは、簡単に結論が出る問題ではない。客観的な重さで決めるとはいうものの、どちらが重いかというのは、社会的な評価が伴う。社会的な評価が伴うからこそ、裁判員の方々と一緒に議論する必要があるのではないかと考えている。

どれだけ非難できるかという非難可能性の視点については、同じ殺人の事案

でも、介護疲れの末、これ以上介護しきれず、心中を図ったが、自分だけ生き残ったような事案と、保険金を得ることを目的として殺人をした事案であれば、後者については、「お金のために人を殺すなんて、とんでもない。」という感覚を持つかもしれないし、前者については、「気の毒だな。」という感覚になるかもしれない。このような感覚は、決して法律的なことではなく、社会の中でどのようにそれを考えるのかを評価する作業である。

考える視点は、裁判官が示すことになるが、どのように評価するかは、社会的な評価である。介護殺人が比較的軽い刑になる傾向があるのには、介護が非常に大変なことであり、社会的なインフラが整備されていない中で、その負担が個人にかかっている社会であるという要素が大きいために、刑を軽くしないと気の毒だという皆さんの感覚がきっかけになるのだと思う。社会的な評価であるから、評価をする段階では、裁判員も裁判官も、対等に評価し議論をすることになる。法律的な事項については、説明すべきことは裁判官が説明すべきであると考えている。

細かい話になったが、刑を決める際に裁判官が説明することと、裁判員と裁判官が対等に議論することとをしゅん別しながら議論をし、結論を見つけていきたいと考えている。

- ◎ 次に、裁判員経験者が裁判に参加する前と裁判に参加した後で気持ちや考え方に変化があったかどうかについてもアンケートを実施しているので、その結果を紹介する。併せて、裁判員の負担や不安を取り除くための取組も紹介する。
- （裁判員に選ばれる前の気持ちと裁判員として裁判に参加した感想について、アンケート結果中の全国の数値を紹介（千葉地裁単独の数値も、おおむね同様の傾向にある。））

裁判員に選ばれる前の気持ちとしては、「積極的にやってみたい」が9.0パーセント、「やってみたい」が24.8パーセント、「余りやりたくなかった」が31.3パーセント、「やりたくなかった」が18.0パーセントであ

り、積極的意見が消極的意見を下回っている。

消極的な意見のうち、具体的な理由として多かったものは、「責任が重い、他人の人生を決めることへの負担などの精神的負担」、「社会生活上（育児、介護、仕事）の支障」、「専門知識の不足に基づく負担」、「面倒くさい、時間が拘束される」、「恐怖感、犯罪に関わり合いたくない」などである。

裁判員として裁判に参加した感想としては、「非常に良い経験と感じた」が56.9パーセント、「良い経験と感じた」が38.3パーセント、「余り良い経験とは感じなかった」が2.4パーセント、「良い経験とは感じなかった」が0.9パーセントであった。ほとんどの方が、良い経験と感じており、先ほど御説明した裁判員に選ばれる前の気持ちについてのアンケート結果と比較すると、裁判員を経験する前後で裁判員裁判に対する印象が大きく変わっている。

「非常に良い経験と感じた」又は「良い経験と感じた」と回答したうち、具体的な理由として多かったものは、「裁判や裁判所のことなどが分かった、身近になった」、「普段できない貴重な経験をした、やりがいがあった」、「勉強になった、今後の人生の参考になった」、「よく議論することができた」などである。

次に、裁判員の負担や不安を軽減するために、裁判所が環境整備の面で行っている取組を紹介する。

雇用者などの理解と協力が得られるようにするために、希望者に対して裁判所への出頭証明書を交付している。また、家庭の事情などを抱えた方が参加しやすくなるために、千葉市一時預かり事業の案内、県内市町村の介護サービス窓口の紹介をしている。さらに、障害のある方が参加しやすくなるために、手話通訳、要約筆記、点字翻訳など必要な介助の手配の案内をしている。

- 先に紹介した環境整備の取組を踏まえ、裁判所として追加的に考えていくべきことを説明する。

環境整備の情報は提供しているが、様々な事情により裁判員として参加でき

ない候補者のために、法律の仕組みとして辞退という道を作っている。事情がある方については、無理矢理来ていただくのではなく、事前に送付している「質問票」の中で、辞退したい事情の有無、具体的な事情などを記載していただき、実際にそのような事情のある方について辞退を認める扱いをしている。辞退を認める事由としては、疾病傷害、介護養育、事業における重要用務、社会生活上の重要用務などがあり、それぞれの事由に該当するということであれば、柔軟に辞退を認める扱いをしている。

また、裁判員として参加することに消極的な意見として、精神的な負担や第三者からの接触を懸念する声もあるが、メンタルヘルスサポートや第三者から接触を受けた場合の措置についても案内をしている。これらは、制度的な仕組みとして設けられているものである。

加えて、裁判員の精神的な負担への配慮として、裁判の手續の段階ごとに配慮をしている。公判前整理手續の前の段階、選任手續以前の段階、選任手續における段階、審理、評議における段階、判決宣告後における段階のそれぞれで、裁判員の方の負担を軽減させるための取組、配慮をしている。

◎ 実際に裁判員を経験した後では、95パーセント強の方から良い体験であったとの感想をいただいているものの、経験する前は、50パーセント弱の方が参加に対して消極的であったとのアンケート結果であり、消極的な原因としては、参加に対する不安が挙げられている。裁判所としては、今紹介したような環境整備や具体的な裁判の中で辞退を柔軟に認めたりするほか、精神的な負担が過度にかからないように様々な配慮をしている。こういった裁判所の取組について、御質問、御意見があれば、伺いたい。

○ 平成25年度のデータによると、千葉県内で6割超の方が辞退を認められているようであるが、年度別の推移は、どうなっているか。

□ 正確な数字ではないが、傾向としては、辞退を申し出る割合が少しずつ大きくなっている状況にある。どのようにしてこのギャップを解消するか、必要な

情報を提供し、すすんで参加していただくには、どのようにしたらよいかについて考えていかなければならない。

○ 横浜地裁管内では、支部でも裁判員裁判を実施している。千葉地裁管内には、松戸支部という大きな支部があり、平成24年に庁舎が新築された。この庁舎は、大きくて立派な庁舎であるし、裁判官も多く、地域としても松戸支部管内は大きな地域であるなどの事情からすれば、この支部で裁判員裁判を実施するということも考えられると思う。このことは、裁判員の負担軽減にも繋がると思われる。今後、松戸支部で裁判員裁判を扱う可能性、情報、千葉地裁としての考えなどがあれば、教えてほしい。

□ 裁判員裁判を導入する段階において、どこの支部で裁判員裁判を実施するかについて検討がされている。その際は、該当支部管内での取扱件数、該当支部管内に居住する候補者が本庁で裁判員に参加する場合の移動の負担などを総合的に考慮した上で、裁判員裁判を実施する支部を決定したと聞いている。

松戸支部については、それなりの規模があるという点は御指摘のとおりであるが、千葉地裁本庁との距離なども考慮し、裁判員裁判を実施しないという判断がされたものと思われる。

将来のことについては、私ども限りで回答できることではないが、基本的な発想としては、そのような基準で決めているものであり、今すぐにどうなるという話が進んでいるわけではないのではないかとと思われる。

○ 裁判員候補者の名簿に登載された通知を受けた後、実際に選任手続に呼び出される前の段階で、裁判所において刑事裁判を傍聴してみたいというようなニーズは、どの程度あるか。ニーズがどの程度あるのか分からないが、裁判の傍聴経験がないと、不安があるだろうから、「もし、そのような希望があれば、刑事裁判を傍聴できます。」というような内容を通知書の中でお知らせするなどした上で、希望があれば対応するというような方法が、刑事裁判がどのようなものが分からないという不安を軽減する方策として考えられるのではない

か。

また、遺体の写真などについてイラストで代用するなどの工夫をしているとの説明があったが、裁判員を経験したことにより精神的苦痛を被ったとして国家賠償請求をしたとの報道を見聞きした。そういったことがないようにするためには、そういった写真等には配慮が必要であると感じた。

次に、評議の秘密について、自身の経験談を話せず、一人で抱え込んでしまうという話を聞くが、守秘義務の内容を緩和するなどの検討はできないのか。精神的負担との関連性については、よく分からないが、一人で抱え込んでいる裁判員経験者の方がどの程度いるのか疑問に思った。

さらに、裁判員経験者の意見交換会の議事録を見ることができるとのことであるが、経験者から経験していない人に対し、裁判に参加する前の段階で、「私は、こんな経験をした。」というような話をするができる機会は、設けられているのか。

- 非公開の手続を除けば、裁判は、公開されており、誰でも傍聴できる。明確な問合せ数のデータはないが、裁判員係に問合せがあれば、いつでも傍聴可能である旨の御案内をさせていただいている。
- 国家賠償請求訴訟を提起された原因となった個別の裁判員裁判の事件については、お話しする立場にはないが、我々裁判官は、裁判員の負担について軽く見過ぎていた可能性がある。裁判員である以上、ある程度の負担は仕方がないのではないだろうかという見方が、それなりにあったと思う。現在は、証拠の必要性について、本当に必要なのかをもっと考えなければならなくなっている。他の方法で代替できる場合がかなりあるのではないかという認識に変わりつつある。国家賠償請求訴訟が提起された後は、遺体などの写真を見ずに審理しているケースが圧倒的に増えていると思う。
- ◎ 裁判員経験者の意見交換会の議事録を見ていただくと、守秘義務があるために、せっかくの裁判員の経験を職場等で話せないという感想がかなりあること

が分かる。評議の中身だけでなく、法廷で見聞きした内容についても話せないと誤解している方もいるように思う。そのような誤解を解くことも、裁判所に課せられたテーマの一つであると認識している。

- 守秘義務が負担であってはならないということは、間違いのないと思う。我々裁判官は、守秘義務の範囲がどのようなものであるかについてきちんと説明するようにしている。守秘義務を一言で言えば、評議という裁判員と裁判官だけの場で議論した内容を話してはならないということである。そのような評議の場で話したことが何らかの形で漏れることになれば、今後裁判員になったときに、話すことをためらってしまう。そうすると、自由な評議ができなくなってしまう。これが、基本的な守秘義務の内容である。それ以外の、例えば、裁判の公判で行われたことの感想や、判決の内容については、公開の法廷で行われていることであり、守秘義務の範囲に入らない。また、裁判官と裁判員の間でのやりとりであっても、具体的な事件の内容以外については、話していけないわけではない。そういった意味で、何が守秘義務の範囲なのかについては、きちんと説明することが非常に重要であると思っている。

実際に精神的負担を訴えている方の中では、守秘義務が精神的な負担となっている方はほとんどおらず、それ以外の要素が原因になっている方が多い。

- ◎ 裁判員経験者の方がこれから裁判員になる方と話す機会は、現実には、なかなかない。裁判員経験者の意見交換会の議事録には、実際に裁判員を経験した方がどんなことを感じたかとか、これから裁判員になる方へ向けてのメッセージも掲載されているので、参考になるかと思う。

また、現在、広報上の取組として、出前講義というものを実施している。裁判員経験者の所属する職場や地域に裁判官が出張し、裁判員制度について説明等をするものである。

- 先ほど、裁判員候補者に対する通知書の中で傍聴の案内をしてはどうかとの御意見があったが、現在の通知書上では、傍聴ができるといったような案内は

していない。確かに、実際に傍聴してみれば、裁判員になることについて考えていただくきっかけになるので、何らかの形でそういった御案内ができないか検討したい。

- 裁判員に対するアンケート結果中、評議における話しやすさや充実度がもっと上がるといいと思うが、いかがか。現在のアンケート結果の数字も悪くないが、もっと良くなる余地があるのではないか。

また、検察官と弁護人の法廷での説明の分かりやすさという項目があるが、検察官と弁護人の数字には、だいぶ差があるように思う。この数字は、裁判員に対するアンケート結果の数字とのことであるが、裁判官が同じアンケートに回答した場合、どのような結果になるか。裁判員と裁判官では、情報量に大きな差があるのか。

- 評議の充実度が高まることが望ましいという御意見は、正にそのとおりだと思う。評議がきちんとでき、みんなで作り上げた結論であると満足できるように作り上げていきたいと思っている。そのためにはどうすればいいのかということを考えるために、我々裁判官の内部でも、評議のやり方を議論するなどしているところであるが、引き続き努力していきたい。

裁判官と裁判員の情報格差を原因として結論が変わるようなことがあってはならないと思っている。もちろん、裁判官にはプロとしての視点があるので、裁判官として言うべき事項はある。逆に、裁判員の方は、それぞれの観点で経験してきたことを背景に意見を言うこともある。お互いが意見を言い合う中で、より良い結論を見出していくというのが、基本的な仕組みだと思っている。

検察官と弁護人の説明の分かりやすさについて、裁判官の立場からあえて言うとなれば、弁護人の活動は、裁判員のアンケート結果ほどは悪くない。説明の分かりやすさについては、弁護人は検察官と比較してどうしてもハンデがある。弁護人は、被告人を弁護するために活動しているが、分かりやすく話す被告人もいれば、そうではない被告人もいる。後者のような被告人を弁護する場

合には、分かりやすさという点でマイナスになる要素もあり得る。アンケート結果の見た目ほどには、差がないのではないかと思う。検察官の活動については、プロなのだから、もっとちゃんとやってほしいと思うこともある。アンケートは、一つの見方であって、全てを反映しているわけではない。

- ◎ 弁護人と検察官には、役割の違いがある。検察官は、犯罪を立証する立場であるので、証拠に基づいて説明しやすい。弁護人は、検察官の立証を弾劾する立場であるので、いろいろなところを弾劾していると、どこに重点を置いているのか分からなくなってしまう。また、被告人がいろいろと言いつけるが、弁護士としては、その言いつけがおかしいのではないかと思っても、被告人の言うことであれば、法律的な主張にまとめて弁護活動をせざるを得ない。そのためか、「一般の方から見ると、そんな言いつけは通らないだろう。弁護士さんは、本当にそんな言いつけを信じているのか。」というような意見が、裁判員経験者との意見交換会で述べられることがある。そういった評価の差が、アンケート結果に現れているのではないか。

千葉では、弁護人も検察官も非常によくやっていると感じている。

- 弁護人の立場からすると、恐らく、守秘義務という壁がある。実は、評議の中身は知りたい。それを知ることができれば、次回に生かすことができるけれども、弁護人は、それを知ることができないため、限界がある。守秘義務に反しない限度で、抽象化した形で評議の内容を情報公開等すれば、弁護人としてのスキルアップにつながるので、そういった仕組みがあればいいと思う。
- 被害者の負担を考えたとき、強姦致傷などの性犯罪が裁判員裁判になじむのか疑問がある。対象事件を見直す動きがあるのか、伺いたい。

全国の覚せい剤関係の裁判員対象事件のうち、千葉地裁だけで全国の半分以上を占めているとのことであった。よく千葉と比較される神奈川や埼玉と比べると、千葉地裁管内での裁判員候補者に選ばれる確率が日本一であるのに対し、さいたま地裁管内では39位、横浜地裁本庁管内では49位など、格差がある

ように感じる。裁判員をやってみると、良い経験であったということであれば、機会に恵まれているとの見方もあるが、覚せい剤関係の事件が裁判員裁判で審理すべき事件なのか疑問がある。これによって、千葉県民に負担感を与えている気もする。

- 裁判員裁判が始まった段階から、対象事件の範囲について、いろいろな議論があった。見直しについても、裁判員裁判について見直すべきところがあるのではないかという議論を抱えながら出発した。実際に、幾つかの見直しの議論がされている。報道されたものとしては、余りに長期の裁判については、裁判員裁判の対象から除外するという法改正に向けての動きがある。裁判員裁判の対象事件そのものを見直すべきではないかという議論自体はあったが、差し当たり見直すべきものはないとの結論になった。

性犯罪についても、両面の議論がある。被害者にとって、被害を受けたことが裁判員に分かってしまうことがいいのかという議論がある一方、国民の意見が反映されるからこそ、性犯罪に関する刑罰がかつてよりもかなり重くなってきたと評価される面もある。このように、性犯罪が裁判員裁判の対象になるかどうかにつき、既に議論の対象になっているが、議論の結果としては、現段階では改正しなくてもよいと整理されている。

- 裁判員の不安や負担を取り除くための取組の紹介として、メンタルヘルスサポートの案内のチラシ等を見たが、とても手厚くフォローされているという印象を受けた。行政でも相談事業を行っているが、PTSDになった方の自助グループ的な、同じ体験をした方同士の共有の中で傷が癒えてくるということもある。先々を考えると、そういったものもあるといいと思う。経験を共有し、「そんなに気にすることではないんだ。」「自分だけじゃないんだ。」と感ずることで、自らの力で癒していくというものも、メンタルヘルスの対策でもあるので、この先、そういったことも必要になると思う。

通知の中に裁判傍聴の案内があるといいのではないかとの意見があったが、

自分が高校生の時、高校の教師から裁判の傍聴に誘われ、千葉地裁に裁判傍聴に来たことがある。学校の教育の問題として考えるべき事項かもしれないが、これから成人になる者への啓発という意味で意義があると思う。自分自身は、良い経験になった。

◎ メンタルヘルスサポートの点は、検討させていただきたい。

後ほど説明するが、学生生徒の裁判傍聴については、かなりの人数に傍聴していただいている。

最後に、裁判員制度の広報のための取組について紹介する。これまで紹介してきたように、裁判員制度は、裁判員を実際に経験していただいた方には非常に高く評価していただいているが、経験する前は消極的な評価が多いという状況であり、裁判員制度の広報では、そのギャップをどのように埋めるかを考えなければならない。その点についての御意見を伺いたい。

●（出前講義以外の裁判員制度の広報のための取組についての紹介）

千葉地裁では、主に四つの取組を行っている。

毎年5月の憲法週間と毎年10月の「法の日」週間において、その時々の特ピックスをテーマに各庁で広報行事を行っているが、平成17年以降は、毎年、少なくともいずれかの行事において裁判員制度をテーマとして取り上げてきた。裁判員裁判を経験した方の多くが良い経験であったと評価している一方で、国民の多くが、依然として裁判員制度への参加に不安を感じている現状にあることから、平成26年度は、裁判員制度に関する正確な情報を発信することをねらいとして、裁判員制度施行5周年の年でもあったことから、5月の憲法週間、10月の「法の日」週間の広報行事ともに裁判員制度を取り上げ、模擬裁判、模擬評議、裁判官への質疑応答を実施した。

各行事では、裁判所ウェブサイトへの掲載、市町村の広報誌への掲載依頼、図書館へのポスター掲出及びチラシ備置き依頼、駅へのポスター掲出依頼、新聞掲載依頼、大学でのポスター掲出依頼などにより参加を募った。

本年度の憲法週間の行事の様子は、複数の新聞に報道され、NHKの首都圏ニュースでも放送された。

二つめの取組として、例年、小学校の高学年を対象として、夏休み行事として、模擬裁判、裁判官への質疑応答、クイズを行っており、その中で、裁判員制度についても説明している。

平成26年度は、全4回で約150組の参加を得た。県内市町村教育委員会に対して、小学校への周知依頼をし、参加を募っているが、例年、好評をいただいております、前年度に比べて開催回数を倍増させた。

三つめの取組として、以上の行事のほか、裁判所ウェブサイトで団体による見学を募っており、各種団体から総務課に申し込まれた団体見学において、裁判員制度についての紹介及び質疑応答も行っている。

対象は、中学生から成人までであり、平成26年度は、40団体、約750人に見学していただいた。

四つめの取組として、新館1階の裁判所ロビーに裁判員関係のパンフレットを備え置き、希望する来庁者に配布している。

■（出前講義についての紹介）

先ほど、裁判員経験者から未経験者へ経験を伝えていくような仕組みがあるといいのではないかと御意見をいただきましたが、裁判所でもそのような観点から、裁判所の職員が裁判員制度をアピールするよりも、実際に裁判員を経験した方が御自身の言葉として伝えていただくことが、より説得力があると考えている。

裁判員制度が施行されて丸5年を経過した平成26年夏頃から、実際に裁判員を務め終えた全員に対して、所属している職場、地域などの集まり、サークルなどに裁判官を派遣するので引き受けていただけないかと依頼をしている。引き受けていただけるとの回答があった場合には、裁判官を派遣している。

この取組は、現在までに数件が実施されているが、必ずしも多く引き受けていただいているわけではないため、ウェブサイト上でも同様の募集をしている。この場合には、裁判員経験者の話を聞くことはできないので、裁判官のみを派遣している。ウェブサイト経由では、これまでに数件実施した。

◎ 現在、裁判所が裁判員裁判の広報のために行っている取組の概要について紹介したが、御意見があれば伺いたい。

○ 先ほど、裁判傍聴についての御意見があったが、その意見に賛成である。

一般の市民の方は、裁判所とは距離がある。弁護士会でも市民団体などの裁判傍聴を行っているが、裁判傍聴には許可が必要だと思っている方も多し。10年以上弁護士会の裁判傍聴に関わっているが、裁判所は行きにくい所であるとの感想が多い。弁護士会の裁判傍聴に参加される方のほとんどが初めて裁判所に来る方であるからかもしれないが、他人が処罰されるかどうかを決する刑事裁判の場に自由に出入りし、見ることができるという感覚はないようである。

裁判は公開なのだから事件を見ることができるんだ、刑事裁判はこういうものだということを理解する上で、裁判所自身が積極的に裁判傍聴についての案内、PRをしていただきたいと思う。

特に、裁判員裁判という制度ができたのであるから、なおさらそういったPRをしたらいいと思う。裁判所のウェブサイトでも、制度の説明だけではなく、実際に裁判所で傍聴を受け入れるというPRを付けて広報されるといいと思う。

○ どういう事件をやっているか、法廷のスケジュールがある程度掲載されていれば、自分が裁判員に選ばれたときに傍聴を希望する場合や、この裁判だったら傍聴してみたいなどと考える際の参考になる。

○ 私も含めた委員の皆さんの関心は、呼出状が送られてから実際に選任されるまでの期間をうまく使ってほしいというメッセージだと思う。その期間に傍聴をPRすることは、もちろん必要であるが、可能であれば、説明会のようなことを開催することによって不安を取り除くような取組もあってよいと思う。恐

らく、裁判所では、出頭を受けた初日に、研修のようなことを行っているのだと思うが、呼出しから出頭までの中途半端な精神状態にいる期間にできるだけ工夫して何かやっていただきたいという思いがある。

- 最高裁判所でビデオを作成されたと記憶している。実際の評議を見ることはできないが、それを先ほどの法廷案内や傍聴と組み合わせて見てもらうなどして使えないだろうか。
- 裁判員候補者に選ばれた方への情報提供やPRについては、更に考えていきたい。

現状としては、候補者として選ばれて裁判所に来ていただいた初日の段階で、裁判の手續に関するビデオを見ていただき、手續の流れを説明したり、今後の流れについてのオリエンテーションを行うなどの幾つかの取組をしている。

それ以前の段階でいかにやっていくかという点についてであるが、裁判員裁判は、事前に勉強しないとやっていけないというものではなく、いきなり参加しても、きちんと考えていただけるようなものでなければならない仕組みである必要がある。このため、義務付けではないけれども、希望する方にはこのようなこともできるというような情報提供をする方法を考えることが大事かと思う。

評議を見ることができるとよいとの御意見との関係であるが、個々の事件が終わるごとに、弁護士と検察官との間で、今回の事件についてお互いに反省すべき点について忌憚のない意見を話し合う機会を設けている。その場では、「判決にこう書いてあるのは、この主張が無駄だったからですよ。」というような話をすることもある。そのような中で、お互いにレベルアップするような仕組みとして働かせることができればよいと考えている。

- ◎ 裁判員裁判について、どういう手順でどのようなことが行われるのかが分からないと、関心を持っていただくことができないと考え、平成26年は、憲法週間と「法の日」週間の各広報行事として模擬裁判を実施し、参加していただ

いた方に裁判員役を実際に体験していただいたが、かなり好評であった。夏休みの行事でも、模擬裁判を小学生に体験していただくなどしているが、そういった取組を通じて、少しずつ裁判員裁判の手続がどういったものかを理解していただければと思い、取り組んでいる。

- 広報の媒体として、ケーブルテレビやFM放送を活用されているか。
- 裁判員制度そのものについては、最高裁判所で政府の広報枠を一定程度もらって番組にするようなことがあるが、全国的なレベルの話である。千葉地裁としてどのような取組をするべきかについては、考えていかなければならない。

オーソドックスな手段として、ウェブサイトの在り方も考えなければならぬし、一般の方々にどのように話しかけていけばいいのかについても考えなければならぬと思っている。

- 地元の経済関係の様々なイベントや、色々な商品を売ろうという際には、かなりケーブルテレビやFM放送を活用している。常日頃というのは難しいかもしれないが、憲法週間のような短期間に広報的なことをする場合には、ケーブルテレビなどの協力を得てPRをするというのも一つの方法としてあると思う。
- ◎ そういった行事を開催する際には、マスコミ各社に声掛けはしているが、なかなか取り上げていただけない。

最近では、テレビなどでの法廷ものを見ても、裁判員裁判を前提にした法廷が出てくるので、だいぶ様子は変わってきているように感じる。

- 選挙権が付与される年齢が18歳からになるという議論があるが、そうなった場合には、選挙人名簿から選ばれる裁判員も18歳から選ばれることになるのか。
- ◎ そうなると思う。
- 出前講義の開催について、高校3年生の卒業に合わせて実施するのも一つの考えかと思う。社会人になる前に、そういった制度についてのお話をするのを学校に依頼するというのは、いかがか。

また、市町村で生活展というものをやっていると思うが、そういった場所を借りてPRしたり実演することも考えられるのではないか。

◎ 参考にして考えたい。

(5) 次回委員会期日

次回の委員会は、平成27年9月7日午後1時15分に開催することを決定した。

(6) 次回の意見交換テーマ等

委員の引継ぎのために、後任者に地裁委員会の傍聴を認めることの可否について、各委員の意見を聞きたいとの提案がされた。各委員の意見を聞いた上、引継ぎについては、委員会事務局において適切に行うことを確認した。

今回の委員会において提案された市民の裁判傍聴に関する裁判所の取組の検討結果について、次回の委員会の冒頭に報告することとした。

次回の意見交換テーマについては、各委員からの意見を募った上、検討することとした。

(7) 事務連絡

事務局から、前回（第35回）委員会の議事概要の公開等について報告した。

以 上